

令和 5年 4月 4日

学生各位

学生課学生係

【前倒し申請】令和5年度広島県高校生等 奨学給付金について

このことについて、奨学給付金を希望する学生は、下記の期間中に学生課学生係で申込んでください。

期限を過ぎての申込みはできないため、注意してください。

なお、今回は前倒し申請となるため、期限が短くなっていますが、**7月に通常の給付申請（受給額は同じです）ができます**ので、今回、無理して申請する必要はありません。

通常の給付申請については、改めて7月頃に案内します。

記

<u>書類受取期限</u>	令和 5年 4月 7日（金）
<u>書類提出期限</u>	令和 5年 4月14日（金）17時※書類受取後の必要書類提出期限
<u>対象者</u>	新入生であり、以下の要件を全て満たすもの。 <ul style="list-style-type: none">・生活保護受給世帯または保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯・保護者等が広島県内に在住していること。・学生が高等学校等就学支援金の受給資格を有していること。・保護者が海外赴任中でないこと。
<u>給付年額</u>	別紙リーフレットのとおり
<u>給付期間</u>	今年度1年分（通算3回が上限）

以上

「広島県高校生等奨学給付金」の

まえだおしきゅうふ

前倒し給付について


- 「広島県高校生等奨学給付金」は、公立高等学校等の保護者等を対象にした、授業料以外の教育費の負担を軽減するための返す必要のない給付金です。
- 通常、7月に申請を行いますが、希望する新入生の保護者等については、給付額（年額）の一部（3か月分）を前倒して申請・受給することができます。
 - ※ 今回の前倒し申請を希望しない場合でも、7月に通常給付申請を行うことができます。
 - ※ 通常給付申請の詳細は6月頃にお知らせする予定です。

1 前倒し給付の申請方法


① ホームページから申請書類をダウンロード・印刷



② 申請書を記入し、申請書と必要書類を封筒に入れる



③ 進学先の高校へ提出



進学先の高校等への提出期限：令和5年4月14日（金）

※ 提出期限までに提出できない場合は、7月に通常給付申請を行ってください。

2 給付対象者（次の要件を全て満たす方）

- ア 生活保護（生業扶助）受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯
- イ 生徒の保護者等が広島県内に在住している
- ウ 生徒が高等学校等就学支援金の申請を行っている又は行う予定
- エ 生徒が国公立高等学校等に在学している

3 給付額

世帯区分		給付金の額 （年額）	うち、前倒して 受給できる額
生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300円	<u>8,075円</u>
住民税所得割額が 非課税である世帯	全日制・定時制（第一子）	117,100円	<u>29,275円</u>
	全日制・定時制（第二子以降）	143,700円	<u>35,925円</u>
	通信制・専攻科	50,500円	<u>12,625円</u>

4 給付スケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～
前倒し給付 申請を行う場合	申請	審査		3か月分受給				
				継続審査			9か月分受給	
通常給付 申請を行う場合				申請	審査			12か月分受給

※ 継続審査の結果、前倒し以外の部分（9か月分）が不認定となる場合があります。

-お問合せ先-

広島県教育委員会事務局 学びの革新推進部 教育支援推進課 就学支援係
 電話：082-222-3015 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）